

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

「該当なし」

2. 重要な会計方針

- (1)有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・債券は保有していない。
- (2)固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
- (3)引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金—退職金規程による金額を積立している。
 - ・賞与引当金 —特に積立金は計上せず、事業収益により支払っている。

3. 重要な会計方針の変更

平成25年度より新会計基準に移行した。

4. 法人で採用する退職給付制度

退職金規程に基づき法人内で資金留保し積立を行っている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1)法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2)事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
当法人は、すべての拠点区分が社会福祉事業に該当する為、第2様式の作成を省略した。
- (3)社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4)各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 特別養護老人ホーム福福の里拠点(社会福祉事業)
 - 「特別養護老人ホーム福福の里」
 - 「ショートステイ福福の里」
 - 「デイサービスセンター福福の里」
 - 「居宅介護支援事業所福福の里」
 - イ 法人本部拠点(社会福祉事業)
 - 「本部会計」
 - ウ 特別養護老人ホーム福岡福福の里拠点(社会福祉事業)
 - 「特別養護老人ホーム福岡福福の里」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	22,398,201	0	0	22,398,201
建物	1,465,311,014	0	41,857,882	1,423,453,132
合計	1,487,709,215	0	41,857,882	1,445,851,333

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

基本金53,380,000円は前年度に同じ、国庫補助金等特別積立金18,644,000円を取り崩した。

計算書類に対する注記(法人全体用)

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	22,398,201 円
建物(基本財産)	1,423,453,132 円
計	1,445,851,333 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	922,792,000 円
計	922,792,000 円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	22,398,201	0	22,398,201
建物(基本財産)	1,711,993,950	288,540,818	1,423,453,132
車輛運搬具	16,776,680	16,776,675	5
器具及び備品	82,634,846	61,392,488	21,242,358
リース資産	24,804,000	15,894,915	8,909,085
その他の固定資産	54,825,428	45,459,181	9,366,247
長期前払費用	991,036	0	991,036
合計	1,914,424,141	428,064,077	1,486,360,064

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	95,954,262	0	95,954,262
合計	95,954,262	0	95,954,262

11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

「該当なし」

12. 関連当事者との取引の内容

「該当なし」

13. 重要な偶発債務

「該当なし」

14. 重要な後発事象

「該当なし」

計算書類に対する注記(法人全体用)

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- 平成25年4月1日付、基本財産の建物について、減価償却期間を39年から44年に変更した。
- 平成25年4月1日付、国庫補助金等特別積立金の取崩期間を39年から44年に変更した。
- 平成31年1月1日付、特別養護老人ホーム福岡福福の里を開設した。
- 令和2年12月7日付、東金市新型コロナウイルス感染症に係る福祉避難所支援事業交付金の200万円が交付された。
- 令和3年度、感染症対策予防準備対策金として、長期運営安定資金 金50,000,000円を期限5年、毎月償還833千円にて借用した。
- 平成30年度より分割返済を開始している、長期運営借入資金50,000,000円は(残金20,845,000円)期限前償還を行った。